

有事7法案 審議入り

保護措置

どう両立?

国民の権利

十三日に始まった有事関連七法案の審議では、他国による日本への武力攻撃の際、国民に求められる行動に関する質問が相次いだ。国民保護のために必要な措置と、憲法が保障する国民の権利をどう両立するかが、今後の論議の焦点になりそうだ。

米軍支援も議論に

民主党が以前から主張してきた「緊急事態基本法」について、与党が来年制定することを約束したため、有事関連法案は今国会で成立する見通しになっている。

焦点の一つは、民主党が修正を求めている国民保護法案での基本的人權の問題だ。

国民保護法案は、避難住民の救援で、医薬品や土地・家屋を収用または所有者の同意なく使用できると定めている。民主党内では、「どつうの場合に私権が制約されるのが明らかにされない」と、なし崩し的に広がる「との懸念が強い。民主党の長島昭久氏が衆

院本会議で、「憲法の基本原理である基本的人權の保障は、平時、有事を問わず、貫徹されなければならない」と訴えたのも、このためだ。

野沢法相も「基本的人權は侵すことができない、永久の権利として尊重されるべき」と考える。(運用面で)必要な対応をしたい」と、民主党の主張に配慮する答弁をした。

今後は、与党と民主党の協議で、私権を制限するケースを明確にするため、法案修正や具体的な国会答弁をするかどうかのポイントになると見られる。憲法問題と絡んで、対米軍支援のあり方も論点とな

っている。

米軍行動円滑化法案は、日米物品役務相互提供協定(ACSA)改定に伴い、日本に対する武力攻撃が始まる前でも、武力攻撃が予測されれば、米軍に弾薬を提供できるとしている。

4月14日付
読賣新聞朝刊